**令和８年（フ）第４９５号**
大分市田室町３番４号
債務者　福田　京子
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**令和８年（フ）第５３７号**
大分市王子町11番15―502号　プリュー豊国
債務者　中島　潤一
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**令和８年（フ）第３８５号**
沖縄県島尻郡与那原町字東浜85番地の10　グレイスフォー103
債務者　與儀美江子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**令和８年（フ）第１１９９号**
札幌市東区北36条東26丁目１番25号
債務者　金子　栄一
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第１８５３号**
札幌市豊平区豊平９条９丁目１番28―106号
債務者　橋本　賢二
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第２０４５号**
札幌市中央区宮の森１条15丁目５番12―511号
債務者　髙島　英子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第２０６０号**
札幌市中央区南８条西５丁目289番地88　コスモハイツＮｏ．５―407号
債務者　横濱　正平
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第２０８４号**
札幌市北区新琴似11条13丁目10番15号　３Ｆ
債務者　檜森　裕子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第２１０７号**
札幌市白石区栄通２丁目２番23号
債務者　白井　由夏
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第２１２７号**
札幌市東区北20条東21丁目４番13号　クオーレＮ20―201号
債務者　竹村　香織
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第２１６２号**
札幌市清田区里塚２条３丁目15番13号　サンフラワーＣ―202号
債務者　関尾　陽香（旧姓兒玉、村田）
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第２１６５号**
札幌市豊平区旭町３丁目２番22―802号
債務者　池下　健二
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第２１８１号**
札幌市白石区南郷通６丁目南２番１―503号
債務者　佐々木　薫
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第２２０８号**
札幌市東区北23条東18丁目５番12号　リビング元町403号
債務者　敦賀　千秋
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第２２２９号**
札幌市東区北17条東13丁目１番８―102号
債務者　髙野　良枝
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第２２６２号**
札幌市西区八軒10条西２丁目７番10―206号
債務者　樋渡　昌也
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第２２８４号**
札幌市東区東苗穂１条３丁目３番２―403号
債務者　中井登紀子（旧姓湯谷）
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部